

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
当日が休日のときは、
翌日の翌日

目次

◇条 例 鳥取県爾検定所手数料条例等の一部を改正する条例

条 例

鳥取県爾検定所手数料条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十六年三月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第十七号

鳥取県爾検定所手数料条例等の一部を改正する条例

(鳥取県爾検定所手数料条例の一部改正)

第一条 鳥取県爾検定所手数料条例(昭和二十一年六月鳥取県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「百円」を「五百円」に改める。

(鳥取県道路占用料徴収条例の一部改正)

第二条 鳥取県道路占用料徴収条例(昭和二十八年十月鳥取県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。

別表の表を次のように改める。

法第三十 二条第一	法第三十 二条第一 項第一号 に掲げる 工作物							区 分	単 位	占 用 料	
	その他のもの	送電塔	広告塔	郵便差出箱	変圧塔その他これに類するもの又は公衆電話所	その他の柱類	街灯(電柱又は電柱柱であるものを除く。)			電柱柱(電柱であるものを除く。)	電柱又は電柱の支線若しくは支柱
法第三十五條の規定する事業のために設けるもの、法第三十六條の規定するもの又は道路法施行令(昭和二十七年政令第四百十九号)以下(一九七九年政令第九号)とい	法第三十五條の規定する事業のために設けるもの、法第三十六條の規定するもの又は道路法施行令(昭和二十七年政令第四百十九号)以下(一九七九年政令第九号)とい	法第三十五條の規定する事業のために設けるもの、法第三十六條の規定するもの又は道路法施行令(昭和二十七年政令第四百十九号)以下(一九七九年政令第九号)とい	法第三十五條の規定する事業のために設けるもの、法第三十六條の規定するもの又は道路法施行令(昭和二十七年政令第四百十九号)以下(一九七九年政令第九号)とい	法第三十五條の規定する事業のために設けるもの、法第三十六條の規定するもの又は道路法施行令(昭和二十七年政令第四百十九号)以下(一九七九年政令第九号)とい	法第三十五條の規定する事業のために設けるもの、法第三十六條の規定するもの又は道路法施行令(昭和二十七年政令第四百十九号)以下(一九七九年政令第九号)とい	法第三十五條の規定する事業のために設けるもの、法第三十六條の規定するもの又は道路法施行令(昭和二十七年政令第四百十九号)以下(一九七九年政令第九号)とい	法第三十五條の規定する事業のために設けるもの、法第三十六條の規定するもの又は道路法施行令(昭和二十七年政令第四百十九号)以下(一九七九年政令第九号)とい	電柱又は電柱の支線若しくは支柱	一本につき一年	五五〇円	四三〇円
外径が〇・二メートル未満のもの	外径が〇・二メートル未満のもの	外径が〇・二メートル未満のもの	外径が〇・二メートル未満のもの	外径が〇・二メートル未満のもの	外径が〇・二メートル未満のもの	外径が〇・二メートル未満のもの	電柱柱(電柱であるものを除く。)	一本につき一年	二〇〇円	一六〇円	
外径が〇・四メートル以上〇・七メートル未満のもの	外径が〇・四メートル以上〇・七メートル未満のもの	外径が〇・四メートル以上〇・七メートル未満のもの	外径が〇・四メートル以上〇・七メートル未満のもの	外径が〇・四メートル以上〇・七メートル未満のもの	外径が〇・四メートル以上〇・七メートル未満のもの	外径が〇・四メートル以上〇・七メートル未満のもの	街灯(電柱又は電柱柱であるものを除く。)	一本につき一年	一九〇円	一二〇円	
外径が〇・七メートル以上一メートル未満のもの	外径が〇・七メートル以上一メートル未満のもの	外径が〇・七メートル以上一メートル未満のもの	外径が〇・七メートル以上一メートル未満のもの	外径が〇・七メートル以上一メートル未満のもの	外径が〇・七メートル以上一メートル未満のもの	外径が〇・七メートル以上一メートル未満のもの	その他の柱類	一本につき一年	一三五〇円	六七五円	
外径が一メートル以上のもの	外径が一メートル以上のもの	外径が一メートル以上のもの	外径が一メートル以上のもの	外径が一メートル以上のもの	外径が一メートル以上のもの	外径が一メートル以上のもの	変圧塔その他これに類するもの又は公衆電話所	一個につき一年	五八〇円	三七〇円	
表示面積一平方メートルにつき一年	表示面積一平方メートルにつき一年	表示面積一平方メートルにつき一年	表示面積一平方メートルにつき一年	表示面積一平方メートルにつき一年	表示面積一平方メートルにつき一年	表示面積一平方メートルにつき一年	送電塔	表示面積一平方メートルにつき一年	二七〇〇円	一、三五〇円	
長さ一メートルにつき一年	長さ一メートルにつき一年	長さ一メートルにつき一年	長さ一メートルにつき一年	長さ一メートルにつき一年	長さ一メートルにつき一年	長さ一メートルにつき一年	広告塔	長さ一メートルにつき一年	四〇〇円	三三〇円	
長さ一メートルにつき一年	長さ一メートルにつき一年	長さ一メートルにつき一年	長さ一メートルにつき一年	長さ一メートルにつき一年	長さ一メートルにつき一年	長さ一メートルにつき一年	郵便差出箱	長さ一メートルにつき一年	四〇〇円	三三〇円	
長さ一メートルにつき一年	長さ一メートルにつき一年	長さ一メートルにつき一年	長さ一メートルにつき一年	長さ一メートルにつき一年	長さ一メートルにつき一年	長さ一メートルにつき一年	その他のもの	長さ一メートルにつき一年	四〇〇円	三三〇円	

		法第三十二條第一項第三号に掲げる施設		法第三十二條第一項第四号に掲げる施設		法第三十二條第一項第三号に掲げる施設		法第三十二條第一項第四号に掲げる施設		項第二号物件に掲げる				
標識	看板(アーチ 除く。)	その他のもの	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その他のもの	上空又は地下に設ける通路	地下室又は地 下室	階数が一のもの	階数が二のもの	階数が三以上のもの	規定する石油管	その他のもの			
	一時的に設けるもの	その他のもの	占用面積一平方メ ートルにつき一月	占用面積一平方メ ートルにつき一日	占用面積一平方メ ートルにつき一月	占用面積一平方メ ートルにつき一年	Aに〇・〇一〇を乗じて得た額	Aに〇・〇一六を乗じて得た額	Aに〇・〇二〇を乗じて得た額	外径が〇・二メートル未満のもの	外径が〇・二メートル以上 〇・四メートル未満のもの			
	四六〇円	二七〇〇円	二七〇円	二七〇円	五八〇円	一、三五〇円	三七〇円	六七五円	三七〇円	五八〇円	二九〇円	一、二〇〇円	七四円	三七円
	二九〇円	一、三五〇円	一三五円	一四円	三七〇円	三七〇円	三七〇円	三七〇円	三七〇円	五八〇円	一八〇円	三七円	三七円	三七円

(鳥取県工業試験場手数料条例の一部改正)
別表の備考の第三号中「表わす」を「表す」に改める。

第三条 鳥取県工業試験場手数料条例(昭和三十年三月鳥取県条例第九号)の一部を次のように改正する。

政令第七号に掲げる物件				政令第七号に掲げる工事用材料				政令第七号に掲げる施設			
旗ざお		パーキング・メーター		アーチ		建築物		その他のもの		その他のもの	
祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その他のもの	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その他のもの	車道を横断するもの	その他のもの	階数が一のもの	階数が二のもの	階数が三のもの	階数が四以上のもの	その他のもの	その他のもの
一本につき一日	一本につき一月	一本につき一年	その面積一平方メートルにつき一日	その面積一平方メートルにつき一月	一基につき一月	占用面積一平方メートルにつき一月	占用面積一平方メートルにつき一年	占用面積一平方メートルにつき一年	占用面積一平方メートルにつき一年	占用面積一平方メートルにつき一年	占用面積一平方メートルにつき一年
二七〇円	二七〇円	一四〇円	二七〇円	一、三三〇円	二七〇円	五八円	Aに〇・〇一四を乗じて得た額	Aに〇・〇二〇を乗じて得た額	Aに〇・〇二五を乗じて得た額	Aに〇・〇二八を乗じて得た額	Aに〇・〇一四を乗じて得た額
一四円	一三五円	九二円	一四円	一、三五〇円	一三五円	三七円	Aに〇・〇一八を乗じて得た額	Aに〇・〇二五を乗じて得た額	Aに〇・〇三二を乗じて得た額	Aに〇・〇三六を乗じて得た額	Aに〇・〇一八を乗じて得た額

別表を次のように改める。
別表(第二条関係)

区	分	手数料の額
一分析	1 定性分析	
	(一) 一般定性分析	一成分につき 五〇〇円
	(二) 特殊定性分析	一成分につき一、〇〇〇円
	2 定量分析	
	(一) 醸造用水の分析	一件につき 四、〇〇〇円
	(二) 工業用排水の分析	一件につき 五〇〇円
	(1) 透視度又は臭気度の分析	一件につき 四、〇〇〇円
	(2) 規格分析	一件につき 五、〇〇〇円
	(3) その他の分析	一件につき 五、〇〇〇円
	(四) 金属の分析	
(1) 鉄鋼の分析	一成分につき一、〇〇〇円	
イ 炭素、硅素、マンガ、 磷又は硫黄	一成分につき一、五〇〇円	
ロ その他の成分	一成分につき二、〇〇〇円	
(2) その他の分析	一成分につき二、〇〇〇円	
四 その他の分析		
(1) 一般定量分析	一成分につき一、〇〇〇円	
(2) 特殊定量分析	一成分につき二、〇〇〇円	
1 繊維製品の試験		
(一) 天然繊維の試験	一件につき 一、二〇〇円	
(二) 合成化学繊維の試験	一件につき 二、〇〇〇円	
二試験	2 繊維用糊剤の試験	一件につき 八〇〇円
	3 コンクリート又はコンクリート製品の試験	一件につき 三〇〇円
	4 窯業原料又は窯業製品の耐火度試験	一件につき 二、〇〇〇円
	5 鑄物砂の試験	
	(一) 粘度、水分又は灰分の試験	一件につき 六〇〇円
	(二) 粒度試験	一件につき 一、二〇〇円
	(三) 強度試験又は通気度試験	一件につき 四〇〇円
	6 工芸材料又は工芸品の試験	
	(一) 材料の強度試験	一件につき 四〇〇円
	(二) 接着強度試験	一件につき 八〇〇円
(三) 塗膜試験	一件につき 五〇〇円	
四 環境試験	一時間につき 三〇〇円	
(五) その他の試験	一件につき 四〇〇円	
7 紙の試験		
(一) 引張試験	一件につき 五〇〇円	
(二) 破裂試験	一件につき 二〇〇円	
(三) 引裂試験、耐折試験又は柔軟度試験	一件につき 四〇〇円	
8 金属の試験		
(一) 引張試験又は曲げ試験	一件につき 五〇〇円	
(二) 圧縮試験、抗折試験又はせん断試験	一件につき 五〇〇円	
(三) 衝撃試験		
(1) 常温試験	一件につき 五〇〇円	
(2) 低温試験	一件につき 七〇〇円	

三測定		四検定		
<p>10 その他の試験</p> <p>(一) 純金属による試験</p> <p>(二) 比較試験</p> <p>9 高温度計の補正試験</p> <p>(一) 比較試験</p> <p>(二) 超音波探傷試験</p> <p>(四) 磁気探傷試験又は金相試験</p> <p>(六) 超音波探傷試験</p>	<p>1 金属の精密測定</p> <p>(一) 長さ又は角度の測定</p> <p>(二) 表面の粗さ又は形状の測定</p> <p>2 機械の測定</p> <p>振動又は騒音の測定</p> <p>3 その他の測定</p> <p>1 繊維製品の検定</p> <p>(一) 物理的な方法による検定</p> <p>(1) 天然繊維の検定</p> <p>(2) 合成化学繊維の検定</p> <p>(二) 染料又は薬剤による検定</p> <p>(1) 天然繊維の検定</p> <p>(2) 合成化学繊維の検定</p> <p>2 紙の検定</p> <p>窯業原料の焼成検定</p> <p>3 その他の検定</p>	<p>一件につき 五〇〇円</p> <p>一件につき 六〇〇円</p> <p>長さ一メートル幅一〇センチメートルにつき 一、五〇〇円</p> <p>一件につき 一、四〇〇円</p> <p>一件につき 二、四〇〇円</p> <p>その都度知事が定める額</p> <p>一件につき 七〇〇円</p> <p>一件につき 七〇〇円</p> <p>一件につき 七〇〇円</p> <p>一件につき 一、二〇〇円</p> <p>その都度知事が定める額</p> <p>一件につき 六〇〇円</p> <p>一件につき 一、〇〇〇円</p> <p>一件につき 一、二〇〇円</p> <p>一件につき 二、〇〇〇円</p> <p>一件につき 三〇〇円</p> <p>一件につき 三、〇〇〇円</p> <p>その都度知事が定める額</p>	<p>五加工</p> <p>1 織物の加工</p> <p>(一) 精練</p> <p>(1) 綿糸又は綿布</p> <p>(2) その他の糸又は布</p> <p>(二) 染色</p> <p>(1) 硫化染料、酸性染料、塩基性染料又は直接染料</p> <p>イ 淡色</p> <p>ロ 中色</p> <p>ハ 濃色</p> <p>(2) 媒染染料</p> <p>イ 淡色</p> <p>ロ 中色</p> <p>ハ 濃色</p> <p>(3) その他の染料</p> <p>イ 淡色</p> <p>ロ 中色</p> <p>ハ 濃色</p> <p>2 刃物の研摩</p> <p>(一) 機械かんな刃</p>	<p>一キログラムにつき 四〇〇円</p> <p>一キログラムにつき 五〇〇円</p> <p>一キログラムにつき 六〇〇円</p> <p>一キログラムにつき 八〇〇円</p> <p>一キログラムにつき 九〇〇円</p> <p>一キログラムにつき 七〇〇円</p> <p>一キログラムにつき 八〇〇円</p> <p>一キログラムにつき 一、〇〇〇円</p> <p>一キログラムにつき 一、〇〇〇円</p> <p>一キログラムにつき 四、〇〇〇円</p> <p>一キログラムにつき 四、五〇〇円</p> <p>一キログラムにつき 七、五〇〇円</p> <p>一枚につき 三〇〇円</p>

七 デ ザ イ ン	六 写 真	3	2	1	6	5	4	3
2 立 体 デ ザ イ ン	1 平 面 デ ザ イ ン	3 そ の 他 の 写 真	2 エ ッ ク ス 線 写 真	1 顕 微 鏡 写 真	6 溶 接 交 流 ア ー ク 溶 接	5 金 属 の 加 工 (一) 普通旋盤、高速切断機又は形削盤による加工 (二) フライス盤その他の加工機による加工 (三) 手仕上げによる加工	4 紙 葉 の 製 造 木 材 の 人 工 乾 燥	3 木 材 の 加 工 (一) だばの製造 (二) だば用材の切断 (三) ルーターによる加工 (四) コツピングプレスによる加工 (五) ならい彫刻機による加工
一時間につき一、〇〇〇円	一時間につき一、〇〇〇円	その都度知事が定める額	一枚につき二、〇〇〇円	一枚につき二、〇〇〇円	一時間につき一、〇〇〇円	一時間につき一、三〇〇円	一日につき一、二〇〇円 一件につき一、一〇〇円	一枚につき五〇〇円 一枚につき二、〇〇〇円 一枚又は一個につき二〇〇円

八 研 究	各種研究	その都度知事が定める額
九 証 明 書	各種証明書	一通につき二〇〇円

(鳥取県水産試験場手数料条例の一部改正)
 第四条 鳥取県水産試験場手数料条例(昭和三十二年三月鳥取県条例第七号)の一部を次のように改正する。
 別表を次のように改める。
 別表(第二条関係)

区 分	手数料の額
一 海水、河川水等の水質試験	
1 定性試験	一成分につき一五〇円
2 定量試験	
(一) 水素イオン濃度	一件につき三五〇円
(二) 硝酸、硫酸、硫黄、塩素その他の無機陰イオン又は石灰、苦土その他の無機陽イオン	一成分につき八五〇円
(三) 過マンガン酸カリ消費量、生化学的酸素消費量又は溶存酸素量	一件につき八五〇円
(四) 鉄、銅、コバルト、亜鉛、カドミウム、水銀その他の重金属	一成分につき一、五〇〇円
3 細菌検査	一件につき九〇〇円
二 海底、河底等の底質の試験	
1 強熱減量	一件につき三五〇円
2 有機炭素又は硫化物その他の無機物	一成分につき八五〇円
3 過マンガン酸カリ消費量	一件につき八五〇円

4 鉄、銅、コバルト、亜鉛、カドミウム、水銀その他の重金属	一成分につき一、五〇〇円
3 水産生物又は水産生物用飼料の試験	一成分につき 三五〇円
2 定量試験	一成分につき一、八〇〇円
1 定性試験	一成分につき一、五〇〇円
(一) 一般定量試験	一件につき 九〇〇円
(二) 特殊定量試験	その都度知事が定める額
3 病理検査	一通につき 二〇〇円
4 その他の試験	
5 各種証明書	

(鳥取県食品加工研究所手数料条例の一部改正)

第五条 鳥取県食品加工研究所手数料条例(昭和三十三年四月鳥取県条例第十号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第二条関係)

区分	金額
一分析	
1 定性分析	一成分につき 五百円
(一) 一般定性分析	一成分につき 千円
(二) 特殊定性分析	一成分につき 六百円
2 定量分析	一成分につき 四百円
(一) 一般定量分析	
(二) 特殊定量分析	
(1) ビタミンの分析	

二試験	1 防ばい試験、貯蔵試験又は吸湿試験	一件につき 四千元
	2 酵素試験又は微生物試験	一件につき 三千円
	3 その他の試験	その都度知事が定める額
三測定	1 水素イオン濃度、融点又は粘度の測定	一件につき 五百円
	2 細菌数の測定	一件につき 千二百円
	3 その他の測定	一件につき 四百円
四検定	1 官能による検定	一件につき 四百円
	2 機器による検定	一件につき 九百円
五研究	各種研究	その都度知事が定める額
六証明	各種証明書	一通につき 二百円

(ふぐの取扱等に関する条例の一部改正)
 第六条 ふぐの取扱等に関する条例(昭和三十四年三月鳥取県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一号中「二千五百円」を「五千円」に改め、同条第二号及び第三号中「五百円」を「千円」に改め、同条第四号から第七号までの規定中「二百円」を「四百円」に改める。

(鳥取県警察証明手数料条例の一部改正)

第七条 鳥取県警察証明手数料条例(昭和三十四年三月鳥取県条例第十三号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第二条関係)

証明の種類	手数料の額
自動車保管場所証明	一件につき 八百円。ただし、再交付に係るものにあつては、二百円
遺失届出済証明	一件につき 四百円
盗難届出済証明	一件につき 四百円
火災その他災害証明	一件につき 四百円
海外渡航者犯罪経歴証明	一件につき 四百円
その他の事実証明	一件につき 四百円

(鳥取県港湾施設管理条例の一部改正)

第八条 鳥取県港湾施設管理条例(昭和三十五年四月鳥取県条例第六号)

の一部を次のように改正する。

別表の表を次のように改める。

区 分	使用料	建物		電柱又は電柱の支線若しくは支柱	街灯(電柱であるものを除く。)	送電塔	工作物の設置を伴うもの			
		使用面積一平方メートルにつき一年	金額				水管、下水道管、ガス管その他の管類	外径が〇・四メートル未満のもの	外径が〇・四メートル以上一メートル未満のもの	外径が一メートル以上のもの
	五五〇円			一本につき一年	一九〇円	使用面積一平方メートルにつき一年	四〇〇円	八一元	二〇〇円	四〇〇円
	五五〇円						二、七〇〇円			
	四五〇円									

(鳥取県行政財産使用料条例の一部改正)

第九条 鳥取県行政財産使用料条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第七号)の一部を次のように改正する。

別表の第一号及び第二号を次のように改める。

一 土地

1 電気、水道、ガス事業等のため使用させる場合

二 建物

2

区分	使用面積一平方メートルにつき一年	使用料			
		宅地	田	畑	その他
市の区域に所在する土地	使用面積一平方メートルにつき一年	一三八円	三六円	一七円	六円
市の区域に所在する土地	使用面積一平方メートルにつき一年	五九七円	一一九円	二〇一元	四二円
その他	使用面積一平方メートルにつき一年	三四五円	三九三円	二四三円	五七円
その他	使用面積一平方メートルにつき一年	一七二円	一九六円	二二二円	二八円
その他	使用面積一平方メートルにつき一年	一三八円	一五七円	九六円	二三円
その他	使用面積一平方メートルにつき一年	一一〇円	一二五円	七六円	一八円
その他	使用面積一平方メートルにつき一年	一、一四〇円	一、三〇〇円	八〇〇円	一九〇円
その他	使用面積一平方メートルにつき一年	五七〇円	六五〇円	四〇〇円	九五円
その他	使用面積一平方メートルにつき一年	三四五円	三九三円	二四二円	五七円
その他	使用面積一平方メートルにつき一年	五七〇円	六五〇円	四〇〇円	九五円

区		分		使 用 位 料	
				単	位
				金	額
会議室	県庁舎講堂	木造	非木造	一時間	四、〇二〇円
		使用面積一平方メートルにつき一時間		七円	
	県庁舎講堂以外の会議室	木造	非木造		三円
		使用面積一平方メートルにつき一月		一、四七〇円	
その他	県庁舎	木造	非木造		九七〇円
		使用面積一平方メートルにつき一月		二八〇円	
					一、四七〇円

(鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)
 第十条 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第五条中「利用者の経済的事情に応じて別表第三に定める額の範囲内において、当該額から事務費の一部に相当する額を控除して」を「別表第三に定める額の範囲内において、利用者の経済的事情に応じて」に改める。

別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第一(第四条関係)

区	分	金 額
健康診断	一件につき	一、二五〇円

別表第二(第四条関係)

区	分	金 額
死体検案	一件につき	三、五〇〇円
変死体検案	一件につき	七、〇〇〇円
普通診断書	一通につき	一、〇〇〇円
健康診断書	一通につき	一、〇〇〇円
死亡診断書	一通につき	一、三〇〇円
死体検案書	一通につき	二、五〇〇円

別表第三(第五条関係)

変死体検案書	一通につき	二、五〇〇円
通院入院証明書	一通につき	一、〇〇〇円
通院入院証明書以外の証明書	一通につき	一、〇〇〇円

使用区分		金額
大居室	一人で使用する 場合	一人月額 三七、〇九〇円
	二人で使用する 場合	一人月額 三六、〇九〇円
小居室	一人で使用する 場合	一人月額 三八、〇九〇円
	二人で使用する 場合	一人月額 三七、〇九〇円

正)
(保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の徴収に関する条例の一部改正)

第十一条 保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の徴収に関する条例(昭和四十四年三月鳥取県条例第九号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第二条関係)

区分	金額
一 予防接種 BCG経皮接種	一人一回につき 三百円

二 歯科診療

弗化ナトリウム又は磷酸弗化ナトリウム塗布

(一) 簡易塗布法

(二) イオン・トレー法

三 尿試験

糖・蛋白・ウロビリノーゲン定性試験

四 環境衛生試験

1 室内環境試験

(一) 空気試験

(1) 検知管法によるもの

(2) その他のもの

(二) じんあい成分試験

(三) じんあい量測定

(四) 落下細菌数測定

(五) 照度、紫外線等測定

2 大気試験

(一) 大気中ガス試験

(1) 検知管法によるもの

(2) 二酸化鉛法又はガス吸収法によるもの

(3) その他のもの

(二) ばいじん又は粉じん成分試験

(三) ばいじん又は粉じん量測定

(四) 煙道測定

(五) 悪臭物質測定

一人一回につき 五十円

一人一回につき 百円

一件につき 百円

一成分につき 二百円

一成分につき 七百円

一成分につき 千六百元

一測点につき 百円

一測点につき 四百円

一測点につき 百円

一成分につき 二百円

一成分につき 八百五十円

一成分につき 二千六百元

一成分につき 八百五十円

一測点につき 四百円

一成分につき 二千四百円

<p>3 浴水</p> <p>(一) 理化学的試験</p> <p>(二) 細菌学的検査</p> <p>イ 複雑なもの</p> <p>ア 簡易なもの</p> <p>(1) 定性試験</p> <p>(2) 定量試験</p>	<p>2 下水、河川水等</p> <p>(一) 成分試験</p> <p>(1) 定性試験</p> <p>(2) 定量試験</p> <p>(二) 全項目試験</p> <p>(1) 簡易水道用水又は上水道用水試験</p> <p>(2) 定例試験</p>	<p>1 飲用水</p> <p>(一) 一般試験</p> <p>(1) 理化学的試験</p> <p>(2) 細菌学的検査</p> <p>(二) 成分試験</p> <p>(1) 定性試験</p> <p>(2) 定量試験</p>	<p>五 水質試験</p> <p>(一) 騒音又は振動測定</p> <p>(二) 周波数測定</p> <p>(三) その他のもの</p> <p>(1) 比色法によるもの</p> <p>(2) その他のもの</p>																
<p>一件につき 三百五十円</p>	<p>一件につき 九百円</p>	<p>一件につき 八百五十円</p>	<p>一件につき 三百五十円</p>	<p>一件につき 三百円</p>	<p>一件につき 千七百円</p>	<p>一件につき 三千八百円</p>	<p>一件につき 九百円</p>	<p>一件につき 八百円</p>	<p>一件につき 百五十円</p>	<p>一件につき 三百五十円</p>	<p>一件につき 千円</p>	<p>一件につき 六千五百円</p>	<p>一件につき 千円</p>	<p>一件につき 九百円</p>	<p>一件につき 八百円</p>	<p>一件につき 三百円</p>	<p>一点につき 百五十円</p>	<p>一点につき 三百円</p>	<p>一点につき 千七百円</p>
<p>(一) 砒素、鉛又はカドミウム</p> <p>(二) その他の試験</p> <p>(一) 成分規格試験</p> <p>(二) 食品残留農薬試験</p> <p>2 食品残留農薬試験</p> <p>(一) 細菌学的検査</p> <p>(二) その他の食品</p> <p>(1) 理化学的試験</p> <p>(2) 細菌学的検査</p> <p>(三) 水雪又は氷菓</p> <p>(1) 理化学的試験</p> <p>(2) 細菌学的検査</p> <p>(四) 清涼飲料水又は粉末清涼飲料</p> <p>(1) 理化学的試験</p> <p>(2) 細菌学的検査</p> <p>(五) 加糖練乳、加糖脱脂練乳又は加糖粉乳</p> <p>イ その他のもの</p> <p>(2) 細菌学的検査</p>	<p>(一) 細菌学的検査</p> <p>(二) 食品衛生試験</p> <p>1 食品成分規格試験 (食品残留農薬試験を除く。)</p> <p>(一) 乳</p> <p>(1) 理化学的試験</p> <p>(2) 細菌学的検査</p> <p>(二) 乳製品</p> <p>(1) 理化学的試験</p> <p>ア 加糖練乳、加糖脱脂練乳又は加糖粉乳</p> <p>イ その他のもの</p> <p>(2) 細菌学的検査</p> <p>(一) 清涼飲料水又は粉末清涼飲料</p> <p>(1) 理化学的試験</p> <p>(2) 細菌学的検査</p> <p>(三) 水雪又は氷菓</p> <p>(1) 理化学的試験</p> <p>(2) 細菌学的検査</p> <p>(四) 加糖練乳、加糖脱脂練乳又は加糖粉乳</p> <p>イ その他のもの</p> <p>(2) 細菌学的検査</p>	<p>(1) 理化学的試験</p> <p>(2) 細菌学的検査</p> <p>(一) 乳</p> <p>(1) 理化学的試験</p> <p>(2) 細菌学的検査</p> <p>(二) 乳製品</p> <p>(1) 理化学的試験</p> <p>ア 加糖練乳、加糖脱脂練乳又は加糖粉乳</p> <p>イ その他のもの</p> <p>(2) 細菌学的検査</p> <p>(一) 清涼飲料水又は粉末清涼飲料</p> <p>(1) 理化学的試験</p> <p>(2) 細菌学的検査</p> <p>(三) 水雪又は氷菓</p> <p>(1) 理化学的試験</p> <p>(2) 細菌学的検査</p> <p>(四) 加糖練乳、加糖脱脂練乳又は加糖粉乳</p> <p>イ その他のもの</p> <p>(2) 細菌学的検査</p>	<p>(一) 細菌学的検査</p> <p>(二) 食品衛生試験</p> <p>1 食品成分規格試験 (食品残留農薬試験を除く。)</p> <p>(一) 乳</p> <p>(1) 理化学的試験</p> <p>(2) 細菌学的検査</p> <p>(二) 乳製品</p> <p>(1) 理化学的試験</p> <p>ア 加糖練乳、加糖脱脂練乳又は加糖粉乳</p> <p>イ その他のもの</p> <p>(2) 細菌学的検査</p> <p>(一) 清涼飲料水又は粉末清涼飲料</p> <p>(1) 理化学的試験</p> <p>(2) 細菌学的検査</p> <p>(三) 水雪又は氷菓</p> <p>(1) 理化学的試験</p> <p>(2) 細菌学的検査</p> <p>(四) 加糖練乳、加糖脱脂練乳又は加糖粉乳</p> <p>イ その他のもの</p> <p>(2) 細菌学的検査</p>																
<p>一件につき 千二百円</p>	<p>一件につき 一万九千円</p>	<p>一件につき 九百円</p>	<p>一件につき 四千元</p>	<p>一件につき 九百円</p>	<p>一件につき 千七百円</p>	<p>一件につき 九百円</p>	<p>一件につき 三千七百円</p>	<p>一件につき 九百円</p>	<p>一件につき 千七百円</p>	<p>一件につき 九百円</p>	<p>一件につき 千七百円</p>	<p>一件につき 九百円</p>	<p>一件につき 千二百円</p>	<p>一件につき 九百円</p>	<p>一件につき 千二百円</p>	<p>一件につき 九百円</p>	<p>一件につき 三百円</p>	<p>一件につき 三百円</p>	<p>一件につき 三百円</p>

<p>3 食品一般試験 (一) 理化学的試験 (1) 定性試験 (2) 定量試験</p>	<p>(二) 細菌学的検査</p>	<p>(三) 栄養成分定量試験</p>	<p>(四) ビタミン定量試験</p>	<p>(五) 混入異物試験</p>	<p>4 添加物試験 (一) 成分規格試験 (二) 使用基準試験</p>	<p>(1) 簡易なもの (2) 複雑なもの</p>	<p>5 器具又は容器包装試験 (一) 規格基準試験</p>	<p>(1) 塩化ビニール製品 (2) その他のもの</p>	<p>(二) 物理的試験 (三) 化学的試験</p>	<p>(四) 細菌学的検査</p>	<p>6 おもちゃ又は洗剤試験 (一) 成分規格試験 (二) その他の試験</p>	<p>七 鉱泉又は温泉試験</p>															
<p>一成分につき 七千円</p>	<p>一成分につき 六百円</p>	<p>一成分につき 千四百円</p>	<p>一成分につき 九百円</p>	<p>一成分につき 九百円</p>	<p>一成分につき 四千五百円</p>	<p>一成分につき 千九百円</p>	<p>一成分につき 五千七百元</p>	<p>一成分につき 千五百円</p>	<p>一成分につき 四千六百元</p>	<p>一件につき 七千円</p>	<p>一件につき 二千六百元</p>	<p>一件につき 六百円</p>	<p>一件につき 九百円</p>	<p>一件につき 九百円</p>	<p>一件につき 六千八百円</p>	<p>一成分につき 三千円</p>											
<p>1 ラドン測定 2 定量試験</p>	<p>(一) 小分析 (二) 中分析</p>	<p>八 放射能試験 1 空間線量測定 2 全放射能測定</p>	<p>九 薬品試験 1 公定書規格試験 2 定性試験 3 定量試験</p>	<p>十 衛生材料又は医療用具規格試験</p>	<p>十一 化粧品試験 1 原料基準規格試験 2 定性試験 3 定量試験</p>	<p>十二 ウイルス検査 1 分離同定検査 2 血清学的検査</p>	<p>十三 その他の試験又は検査</p>	<p>十四 文書 1 診断書 2 試験成績書</p>	<p>(一) 鉱泉又は温泉試験成績書 (二) その他の試験成績書</p>	<p>一件につき 千五百円</p>	<p>一件につき 三千三百円</p>	<p>一件につき 一万円</p>	<p>一件につき 二百円</p>	<p>一件につき 二千六百元</p>	<p>一件につき 一万円</p>	<p>一件につき 七百元</p>	<p>一件につき 千六百元</p>	<p>一件につき 六千円</p>	<p>一件につき 八千三百円</p>	<p>一成分につき 七百元</p>	<p>一成分につき 千八百元</p>	<p>一種目につき 三千四百円</p>	<p>一抗原につき 七百元</p>	<p>その都度知事が定める額</p>	<p>一通につき 二百円</p>	<p>一通につき 三百円</p>	<p>一通につき 二百円</p>

3 証明書

一通につき

二百円

(鳥取県官駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第十二条 鳥取県官駐車場の設置及び管理に関する条例(昭和四十六年十月鳥取県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

別表中「別表」を「別表(第三条関係)」に改め、同表の表中「こえない」を「超えない」に、「四、〇〇〇円」を「五、〇〇〇円」に改める。

(鳥取県みつばち転飼条例の一部改正)

第十三条 鳥取県みつばち転飼条例(昭和四十八年三月鳥取県条例第七号)の一部を次のように改正する。

第四条中「六百円」を「千二百円」に、「三十円」を「四十円」に改める。

(鳥取県農業試験場手数料条例の一部改正)

第十四条 鳥取県農業試験場手数料条例(昭和五十年三月鳥取県条例第一号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第二条関係)

区 分	金 額
一 土壌分析	
1 水分恒数、透水係数又は土壌三相	一項目につき 七百円
2 粒径組成	一件につき 千五百円
3 団粒組成	一件につき 七百円

4 水素イオン濃度、置換酸度又は電気伝導度 一項目につき 六百円

5 腐植、置換容量、窒素、燐酸、加里、石灰、苦土、珪酸、塩素又は燐酸吸収係数 一成分につき 七百円

6 硼素、アルミニウム、硫黄、マンガンの鉄、銅、亜鉛、砒素、モリブデン、カドミウム、水銀又は鉛 一成分につき 千五百円

7 有機塩素剤又は有機燐剤 一成分につき 七千円
一成分増すごとに五百円を加算する。

8 カーバメイト剤 一件につき 九千五百円

二 作物体分析

1 窒素、燐酸、加里、石灰又は苦土 一成分につき 七百円

2 硼素、アルミニウム、硫黄、マンガンの鉄、銅、亜鉛、砒素、モリブデン、カドミウム、水銀又は鉛 一成分につき 千五百円

3 有機塩素剤又は有機燐剤 一成分につき 七千円
一成分増すごとに五百円を加算する。

4 カーバメイト剤 一件につき 九千五百円

三 かんがい水分析

1 水素イオン濃度又は電気伝導度 一項目につき 六百円

2 過マンガン酸加里消費量 一件につき 四百円

3 窒素、燐酸、加里、珪酸、塩素、石灰又は苦土 一成分につき 七百円

4 硼素、アルミニウム、硫黄、マンガンの鉄、銅、亜鉛、砒素、モリブデン、カドミウム、水銀又は鉛 一成分につき 千五百円

5 有機塩素剤又は有機燐剤 一成分につき 七千円

6	カーバメイト剤	一成分増すごとに五百円を 加算する。	九千五百円
四 肥料分析			
1	水分	一件につき	三百円
2	窒素全量又は尿素性窒素	一成分につき	千円
3	アンモニア性窒素、枸溶性 ^{けい} 磷酸、可溶性 ^{けい} 磷酸、水溶性 ^{けい} 磷酸、塩分、水溶性窒素又は塩酸不溶解物(土砂)	一成分につき	五百円
4	硝酸性窒素、磷酸全量又はアルカリ分	一成分につき	七百元
5	加里	一成分につき	千円
6	硼素、苦土、珪酸、石灰又はマンガン	一件につき	六百元
7	灰分	一成分につき	四五百円
8	遊離硫酸、亜硫酸又は亜硝酸	一件につき	五百円
9	硫酸化物	一成分につき	千七百元
10	ピウレット性窒素、ジシアンジアミド性窒素、グアニジン性窒素又はスルファミン酸	一成分につき	千五百円
11	アルミニウム、チタン、クロム、鉄、ニッケル、銅、亜鉛、砒素、モリブデン、カドミウム又は鉛	その都度知事が定める額	
六	各種証明書	一通につき	二百円

附 則

この条例は、昭和五十六年四月一日から施行する。ただし、第八条の規定は、同年五月一日から施行する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月千円(送料を含む。)】